

《 転 出 さ れ る 方 へ 》

能勢町役場 住民課（住民票・戸籍） 電話 072-734-2107（直通）

新しい住所地にお住まいになった日から14日以内に、新住所地の市区町村役所（場）へ転入届を出して下さい。

（正当な理由がなく、転出先への転入届が遅れますと、過料に処せられる場合がありますのでご注意下さい。）

新住所地での転入届には、『**転出証明書**』が必要です。（代理人が届出される場合は委任状が必要な場合があります。転入先の市区町村によっては『認印』が必要な場合があります。）

転出が取りやめになった場合は、必ず『転出証明書』を持って、住民課又は住民サービスセンターへ転出の取消しの届出をして下さい。

転出証明書を紛失した場合は、住民課（住民票・戸籍）窓口で再交付の手続きをして下さい。

転出証明書の内容に変更があった場合は、転出証明書はそのまま、**新住所地で転入の際に変更事項を申し出て下さい。**

次の事項に該当される方は、手続きを行って下さい

対象になる方	能勢町での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録をされている方	<ul style="list-style-type: none"> ・転出（予定）日付で印鑑登録を削除します。 ・印鑑登録証（カード）をお返し下さい。 【住民課（住民票・戸籍） ☎734-2107】	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な方は、登録される印鑑を持って新たに手続きをして下さい。 （詳しくは転入地でお尋ね下さい。）
国民健康保険の加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・住民課（保険医療）窓口で資格喪失の手続きをして下さい。 また保険証をお返し下さい。 ※国保税の納め忘れがないか、理財課（徴収）窓口で確認して下さい。 【住民課（保険医療） ☎731-3202】	<ul style="list-style-type: none"> ・転入届の際に、改めて手続きをして下さい。
後期高齢者医療、老人・障がい者・ひとり親家庭・子ども医療の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・住民課（保険医療）窓口で資格喪失の手続きをして下さい。 また被保険者証・医療証をお返し下さい。 ※後期高齢者医療の対象者は窓口で負担区分等証明書を受け取って下さい。 【住民課（保険医療） ☎731-3202】	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療の対象者の方は、負担区分等証明書を提出して下さい。 ・後期高齢者医療以外は市区町村で制度が異なることがありますので、事前に新住所地の市区町村へお問い合わせ下さい。
介護保険の加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失の手続き（主に65歳以上の方）介護保険証と印鑑をご持参の上、健康づくり課（包括支援）窓口で手続きをしてください。 ＜要介護（要支援）認定をお受けの方 資格喪失の手続きを行い、受給資格証明書を受け取って下さい。 転入先の介護担当窓口へ提出して下さい。 ＜転入先が施設の場合 健康づくり課（包括支援）窓口にお問い合わせ下さい。 ※介護保険料の納め忘れがないか確認して下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保健福祉センター</div> 【健康づくり課（包括支援） ☎731-2160】	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護（要支援）認定を受けておられる方 受給資格証明書を介護担当窓口へ提出して下さい。 ※新住所地での転入日より14日以内に手続きをして下さい。転入日から14日を過ぎますと、この証明書は無効となります。
国民年金加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の必要はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑、年金手帳を持参して下さい。
各種年金の受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の必要はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「年金受給権者住所変更届」を年金事務所へ提出して下さい。ただし、日本年金機構に住民票コードが登録されている方は不要になります。

対象になる方	能勢町での手続き	新住所地での手続き
児童手当の受給者 (公務員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課(福祉)窓口で児童手当受給事由消滅届出をして下さい。 保健福祉センター 【福祉課(福祉) ☎731-2150】	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 前住所地(能勢町)の課税証明書 厚生年金等の加入者は事業所の年金加入証明 振込口座のわかるもの ※転出予定日の翌日から15日以内に手続きをして下さい。15日を過ぎますと児童手当の認定情報の引き継ぎが出来なくなることがあります。
児童扶養手当の受給者	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課(福祉)窓口で転出の手続きを行って下さい。 保健福祉センター 【福祉課(福祉) ☎731-2150】	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、児童扶養手当証書を持参して下さい。
特別児童扶養手当の受給者	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課(福祉)窓口で転出の手続きを行って下さい。 保健福祉センター 【福祉課(福祉) ☎731-2150】	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、特別児童扶養手当証書を持参して下さい。
障害福祉サービス等の受給者	<ul style="list-style-type: none"> 手続きに必要なものについて、あらかじめ、担当窓口にお問い合わせいただいてから、手続きして下さい。 保健福祉センター 【福祉課(福祉) ☎731-2150】	<ul style="list-style-type: none"> 担当課で印鑑と手帳をご持参の上、住所変更の手続きを行って下さい。
原動機付自転車を登録されている方 (~125CC)	<ul style="list-style-type: none"> 理財課(税務)窓口に印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書を持って、登録抹消の手続きをして下さい。廃車証明書をお渡しします。 【理財課(税務) ☎734-0153】	<ul style="list-style-type: none"> 廃車証明書を持って転入先で登録の手続きをして下さい。 具体的な手続きは転入先でお尋ね下さい。
水道の所有者及び使用者	<ul style="list-style-type: none"> 水道所有者の変更、水道使用者の変更、水道(給水装置)の廃止及び水道料金の請求先の変更について手続きの必要な方は、地域整備課(水道)窓口までお越し下さい。 ※水道料金の未納がある場合は、必ず支払いの手続きを行って下さい。 【地域整備課(水道)(西館2階) ☎734-2532】	<ul style="list-style-type: none"> 使用開始の手続きを行って下さい。
町立小中学校の児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育総務課(学校指導)窓口で転校手続きを行って下さい。 【学校教育総務課(学校指導) ☎734-2693】	<ul style="list-style-type: none"> 転入の届出の際に在学証明書を提出し、転校手続きを行って下さい。
犬を飼われている方	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興課(美化衛生)窓口で飼犬登録の確認をして下さい。 【地域振興課(美化衛生)(西館2階) ☎734-3171】	<ul style="list-style-type: none"> 飼犬登録の変更を行って下さい。
下水道供用開始区域内(下水道が利用できる区域)に住まれている方	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用者の変更等手続きを行って下さい。(下水道へ接続済の場合のみ必要) 家屋等の所有者に変更がある場合は、受益者変更手続きを行って下さい。 ※下水道使用料、下水道受益者負担金(分担金)に未納分がある場合は、手続きを行って下さい。 能勢浄化センター 【地域整備課(下水道) ☎734-3403】	
し尿汲取りを申し込まれている方	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が転出され、汲取りが必要でなくなる場合は、連絡して下さい。 ※汲取り料金に未納がある場合は、手続きを行って下さい。 し尿処理施設 【☎731-3089】	
海外へ転出される方	<ul style="list-style-type: none"> 海外で国政選挙に投票するための在外選挙人名簿への登録申請が可能です。登録希望の方、お問い合わせは、能勢町選挙管理委員会事務局へご連絡下さい。 【能勢町選挙管理委員会事務局 ☎734-0479】	
すべての転出者	<ul style="list-style-type: none"> ※町税の納め忘れがないか、理財課(徴収)で確認して下さい。 【理財課(徴収) ☎734-0086】	